

大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋における広告掲出事業にかかる 事業者募集ガイドライン

（趣旨）

第1 このガイドラインは、大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋への広告掲出の募集に関して、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日施行。以下「市要綱」という。）、緑政土木局広告掲載要綱（平成22年4月1日施行。以下「局要綱」という。）に定める事項のほか、広告募集に関し必要な事項を定めるものである。

（広告概要）

第2 大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋における広告掲出事業は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課（以下「道路利活用課」という。）が道路施設の維持管理の財源確保を目的として実施するもので、その概要は下表のとおりとする。

(1) 名 称	大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋における広告掲出事業										
(2) 掲出期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 12 年 3 月 31 日（日）										
(3) 掲出場所	大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋における壁面、柱面の指定場所に掲出（詳細は別紙のとおり）										
(4) 掲載方法	再剥離シートを壁面に直貼りするか、壁面にアルミ板等を設置しその盤面上に掲出 ※大曽根駅前道路施設の一部はデジタルサイネージによる掲載可能										
(5) 使用材料	難燃材料又は不燃材料とする										
(6) 広告内容	広告事業者による										
(7) 広告掲出料	広告料及び道路占用料 広告料は、入札により決定した金額となり、最低価格を次の通り設定 ＜大曽根駅前道路施設＞ <table><tr><th>掲出エリア</th><th>最低価格 (月額、税抜)</th></tr><tr><td>エリア A（地下鉄連絡通路の壁面・柱）</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>エリア B－1（屋根付き通路の壁面）</td><td>2,500 円</td></tr><tr><td>エリア B－2（屋根付き通路の壁面）</td><td>2,500 円</td></tr><tr><td>エリア C（エスカレーター周辺）</td><td>50,000 円</td></tr></table>	掲出エリア	最低価格 (月額、税抜)	エリア A（地下鉄連絡通路の壁面・柱）	50,000 円	エリア B－1（屋根付き通路の壁面）	2,500 円	エリア B－2（屋根付き通路の壁面）	2,500 円	エリア C（エスカレーター周辺）	50,000 円
掲出エリア	最低価格 (月額、税抜)										
エリア A（地下鉄連絡通路の壁面・柱）	50,000 円										
エリア B－1（屋根付き通路の壁面）	2,500 円										
エリア B－2（屋根付き通路の壁面）	2,500 円										
エリア C（エスカレーター周辺）	50,000 円										

	<小幡駅連絡橋>	
	掲出エリア	最低価格 (月額、税抜)
	エリア A (通路南側壁面上部)	2,000 円
	エリア B (通路南側壁面)	2,000 円
	エリア C (通路北側壁面)	2,000 円
	道路占用料は、広告の指定場所の面積に応じて、年額 7,000 円/m ² を徴収 (道路占用料は条例の改正等により変更することがあります。)	
(8) 入札方式	入札後資格確認型一般競争入札	

(期間等)

第 3 大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋における広告掲出事業入札説明書の閲覧期間を令和 7 年 1 月 9 日から令和 7 年 1 月 30 日とし、入札日を令和 7 年 1 月 31 日とする。

(申込み)

第 4 大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋における広告掲出事業に関する入札申込みを行おうとする者は、第 3 に規定する入札日に、「大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋における広告掲出事業入札説明書」に記載する書面等に従って申し込むものとする。

(選定方法)

第 5 大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋への広告掲出事業にかかる事業者(広告の取次ぎを営業とする者を含む)(以下、「広告事業者」という。)は、第 2 による掲出エリア毎の入札により最低価格(月額・税抜)以上で最高価格(月額・税抜)を入札したものを落札候補者とし、局要綱第 4 条の規定等を含む競争入札参加資格確認を行い、決定する。ただし、最高価格で入札をした者が 2 者以上あるときは、抽選により決定するものとする。

（広告掲載料の納入）

- 第6 道路利活用課長は、広告料については、第5により決定を受けた広告事業者に、広告料の納入を通知するものとする。
- 2 広告事業者は、前項により納入通知を受けたときは、各年度分につき、4月末日までに一括納入するものとする。
- 3 道路占用料については、道路の占用料等に関する条例（昭和28年名古屋市条例第20号）に基づき納入するものとする。

（掲載原稿の作成・提出）

- 第7 広告事業者は、大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋に掲載する広告原稿を作成し、電子データ等により、緑政土木局広告審査会の承認を得ようとする日の14日前までに緑政土木局路政部道路利活用課あてに提出するものとする。
- 2 申請については、様式1及び様式2に従い行うものとする。

（その他）

- 第8 このガイドラインに定めがない事項については、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課長が別に定める。

(別 紙)

大曽根駅前道路施設の広告掲出場所

1 掲出場所及び掲出の大きさ

広告は、各エリアの指定場所内に掲出をすること。

(1) 大曽根駅前

エリア	指定場所	サイズ	
A	地下鉄連絡通路の 壁面・柱 ア～コの範囲	ア	横 3,300 mm×縦 1,350 mm
		イ	横 1,000 mm×縦 1,350 mm
		ウ	横 700 mm×縦 1,350 mm
		エ	横 9,300 mm×縦 450 mm
		オ	横 1,000 mm×縦 1,000 mm
		カ	横 600 mm×縦 1,640 mm ×4 面(カ-1～4)
		キ	横 3,300 mm×縦 1,350 mm
		ク	横 2,500 mm×縦 1,350 mm
		ケ	横 700 mm×縦 1,350 mm
		コ	横 900 mm×縦 1,800 mm
B-1	屋根付き通路の 壁面サ～シの範囲	サ	横 6,300 mm×縦 1,800 mm
		シ	横 5,800 mm×縦 1,800 mm
B-2	屋根付き通路の 壁面ス～セの範囲	ス	横 8,200 mm×縦 1,800 mm
		セ	横 6,200 mm×縦 1,800 mm
C	エスカレーター周辺 ソ～チの範囲	ソ	横 1,400 mm×縦 1,400 mm
		タ	横 200 mm×縦 1,100 mm ×32 面(タ-1～32) ※柱 1 本につき、昇降の向きに 正対する面及びその裏面の 2 箇所×16 本
		チ	横 1,000 mm×縦 1,000 mm ×4 面(チ-1～4)

(2) 小幡駅

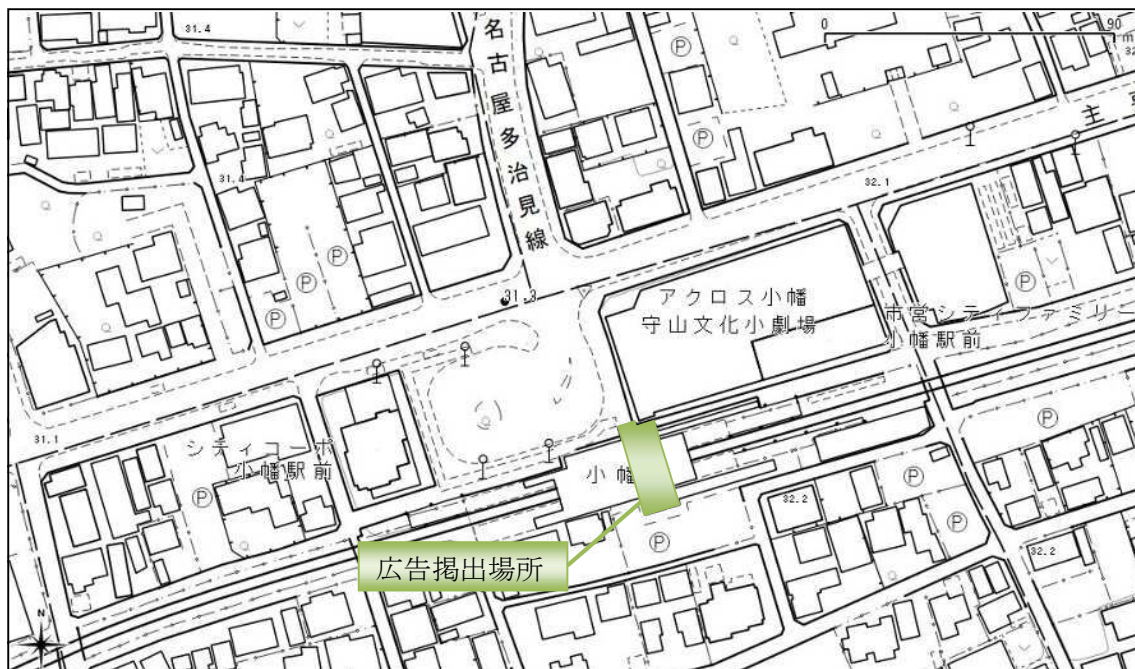
エリア	指定場所	サイズ	
A	横断歩道橋の 壁面・柱	A	横 3,500 mm×縦 800 mm
B		B－1	横 1,900 mm×縦 1,000 mm
		B－2	横 800 mm×縦 1,200 mm
C		C－1	横 800 mm×縦 1,200 mm
		C－2	横 800 mm×縦 1,200 mm
		C－3	横 800 mm×縦 1,200 mm

大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋 位置図

(1) 大曽根駅



(2) 小幡駅





大曽根駅前道路施設 平面図

J R大曽根駅
名鉄大曽根駅
ゆとりーとライン大曽根駅

エリア A

「地下鉄連絡通路の壁面・柱」

地下鉄
大曽根駅

エリア C

「エスカレーター周辺」

B-1

エリア B-1
エリア B-2

「屋根付き通路の壁面」

オズガーデン

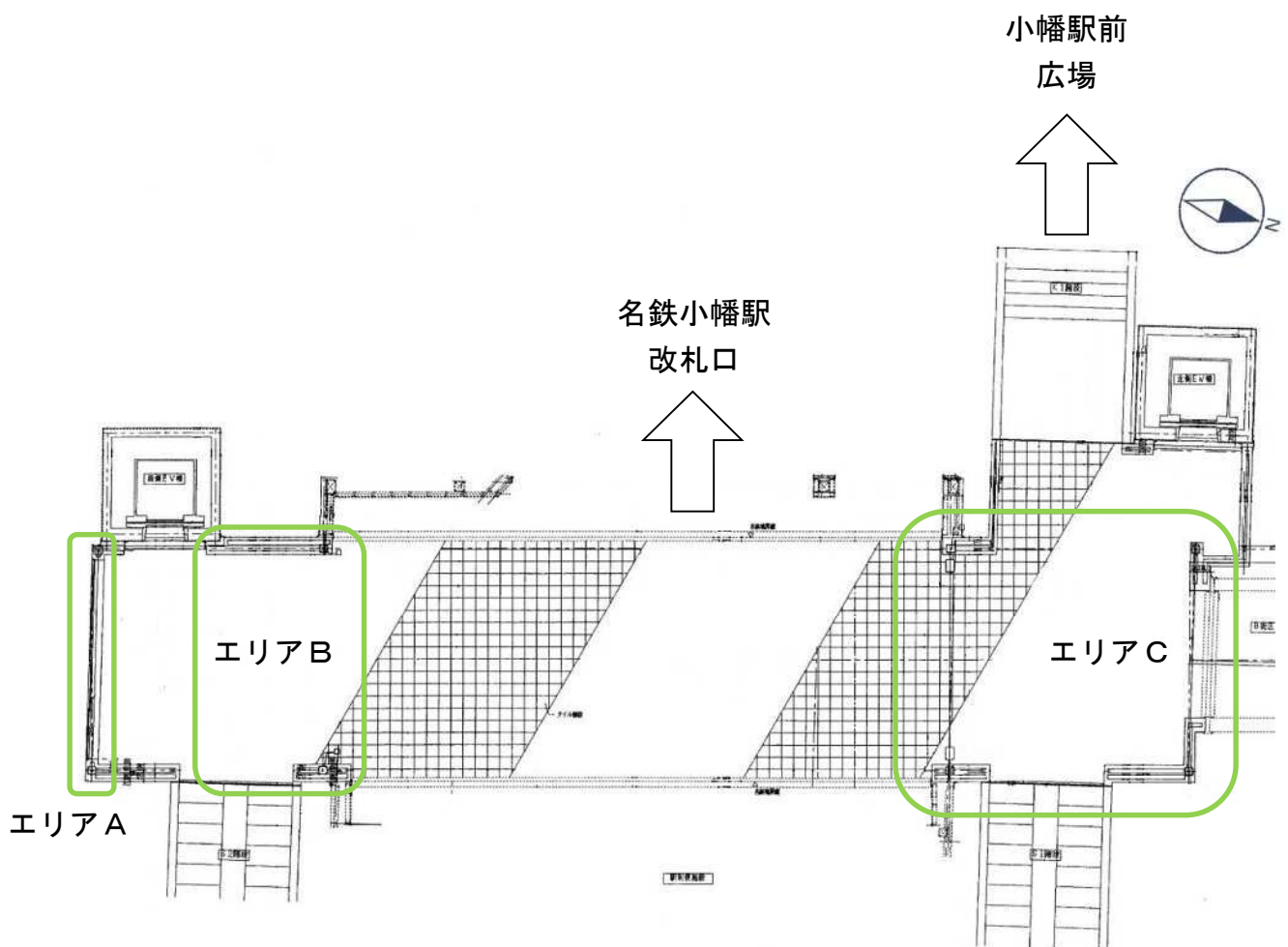
B-2

自転車駐車場

※指定場所の詳細については、広告掲出指定場所平面図（エリア A～C）でご確認ください。

※指定場所の名称は、一般的な名称ではなく、この入札において便宜的に使用しているものです。

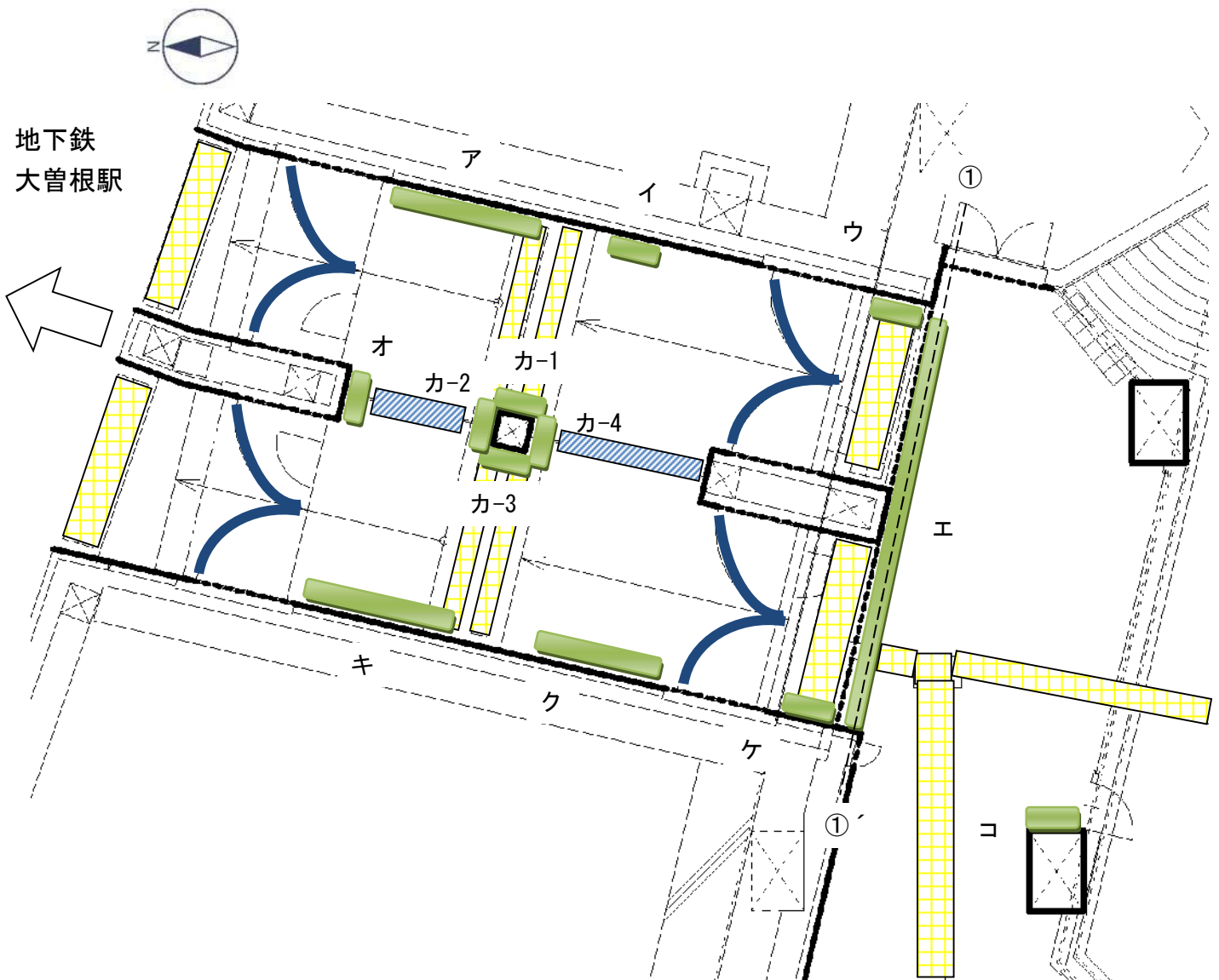
小幡駅連絡橋 平面図



※指定場所の詳細については、広告掲出指定場所平面図でご確認ください。

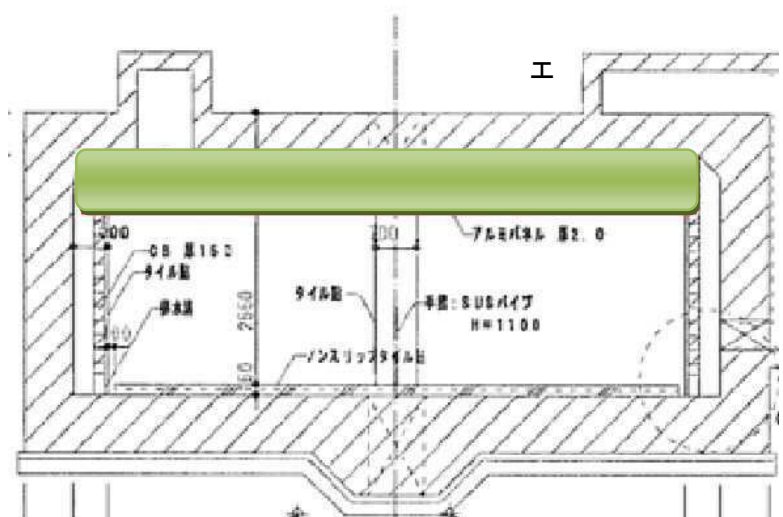
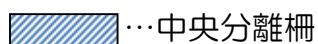
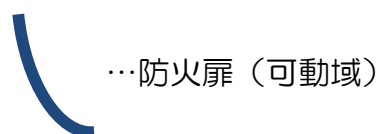
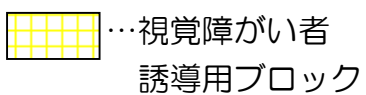
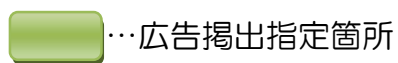
※指定場所の名称は、一般的な名称ではなく、この入札において便宜的に使用しているものです。

広告掲出指定場所平面図（大曽根駅前道路施設 エリアA）

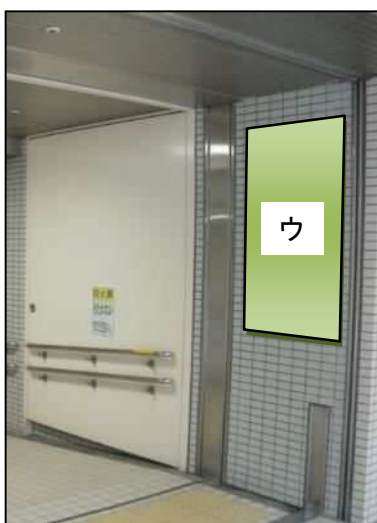


凡例

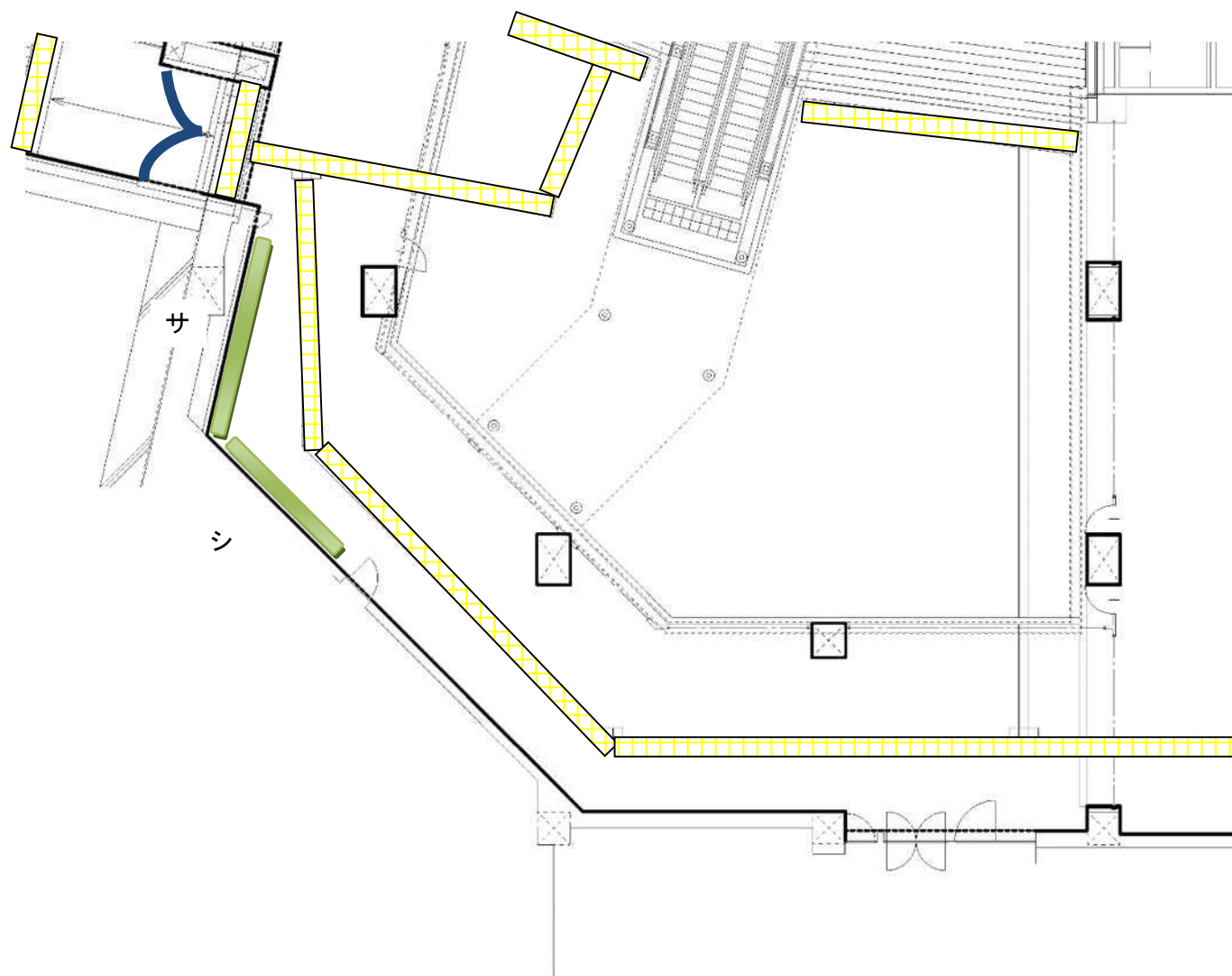
地下鉄連絡通路断面図 (①-①')



広告掲出指定場所掲出イメージ図（大曽根駅前道路施設 エリアA）



広告掲出指定場所平面図（大曽根駅前道路施設 エリアB-1）

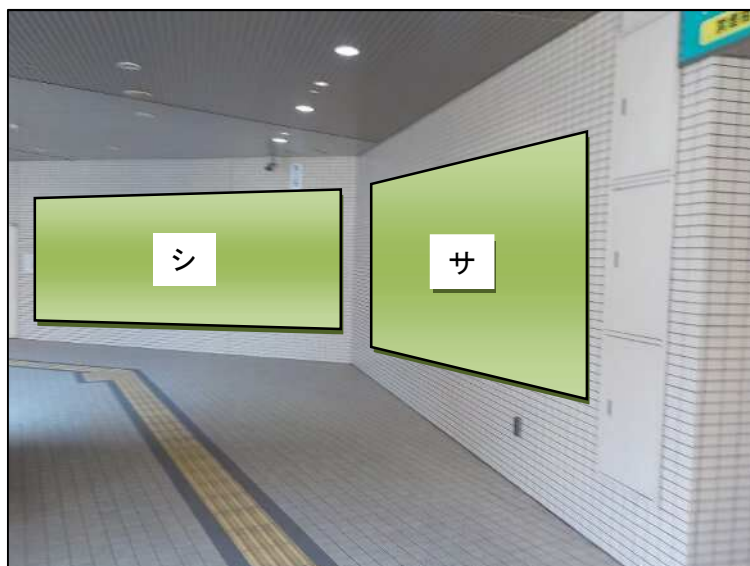
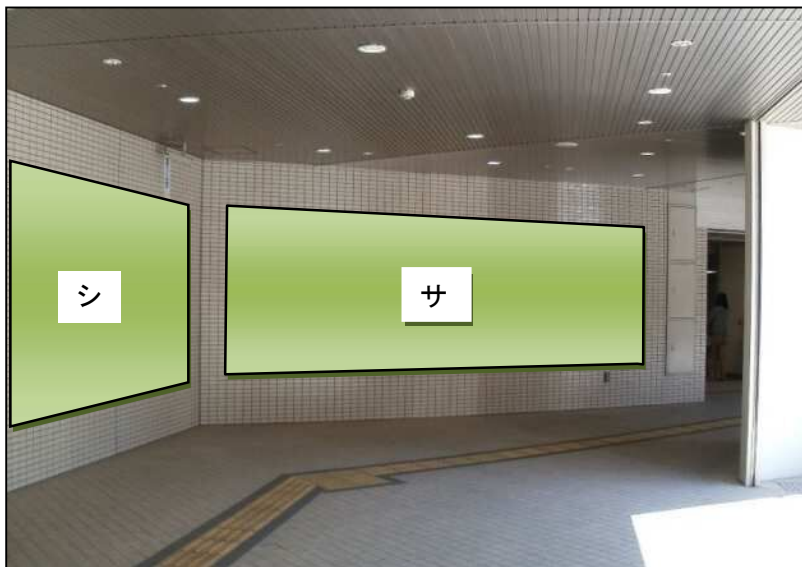


凡例

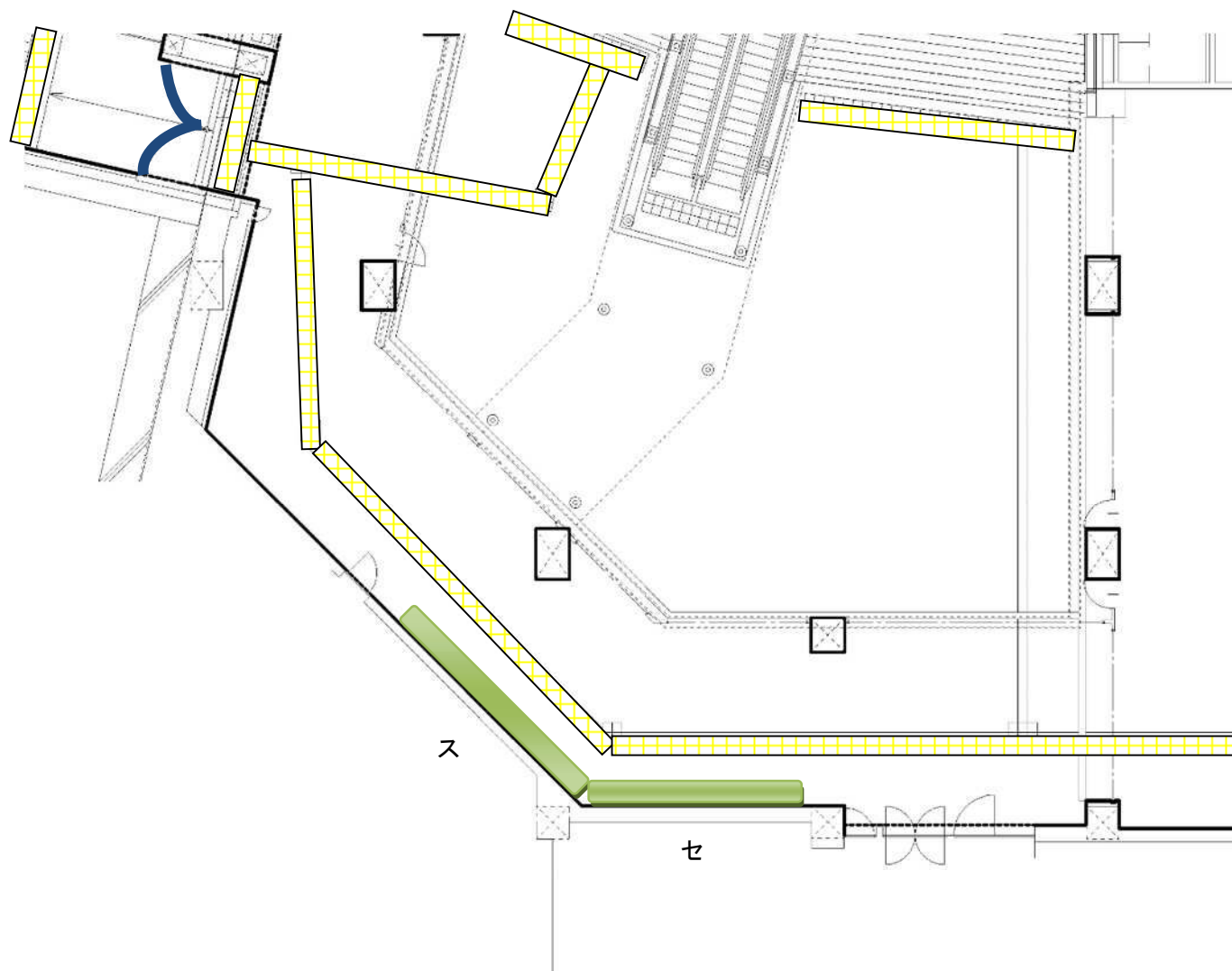
 …広告掲出指定箇所

 …視覚障がい者
誘導用ブロック

 …防火扉（可動域）



広告掲出指定場所平面図（大曽根駅前道路施設 エリアB-2）

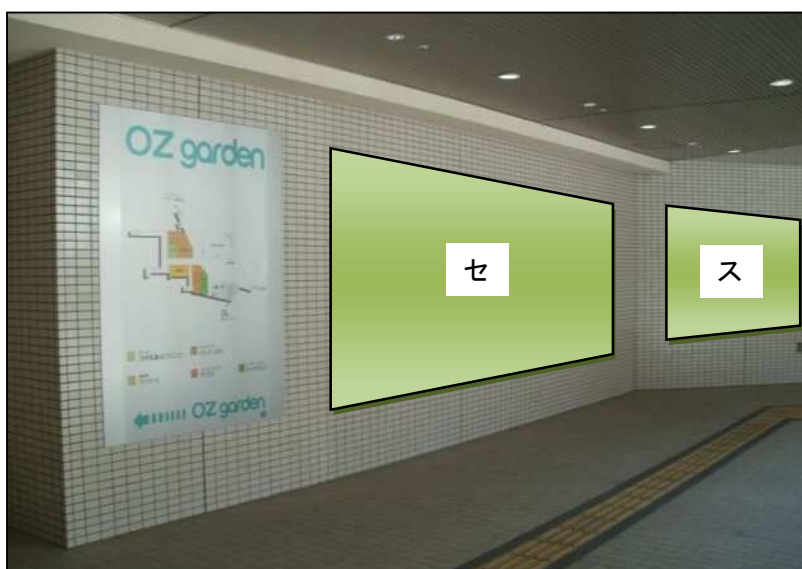


凡例

 …広告掲出指定箇所

 …視覚障がい者
誘導用ブロック

 …防火扉（可動域）



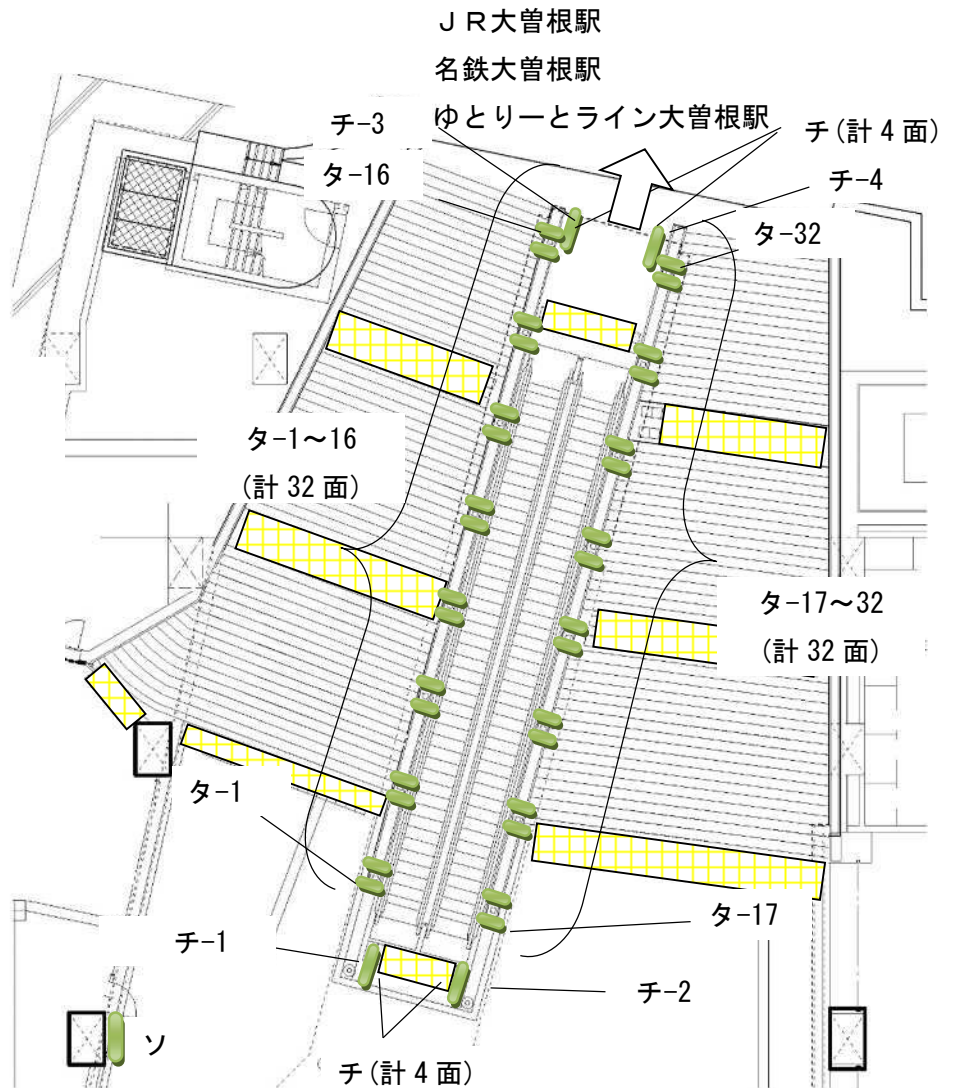
広告掲出指定場所平面図（大曽根駅前道路施設 エリアC）



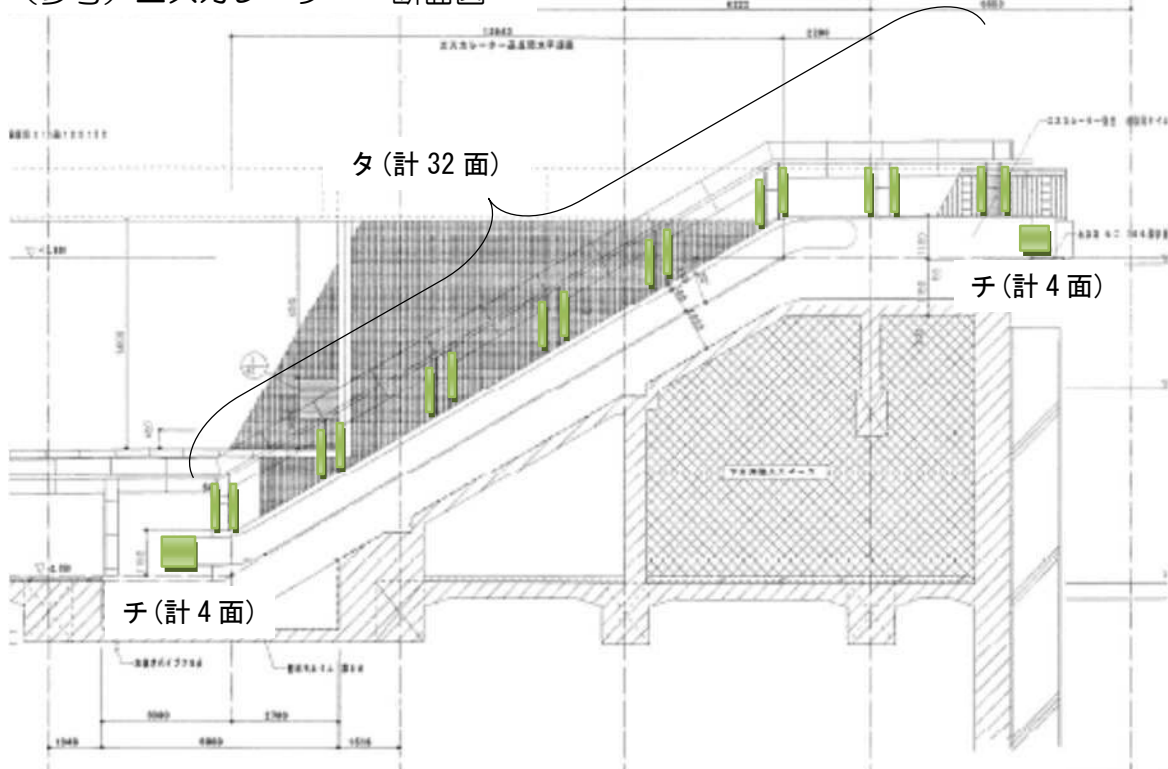
凡例

 …広告掲出指定箇所

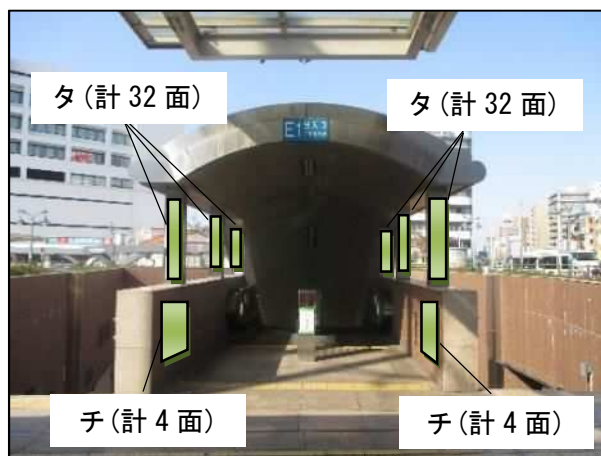
 …視覚障がい者
誘導用ブロック



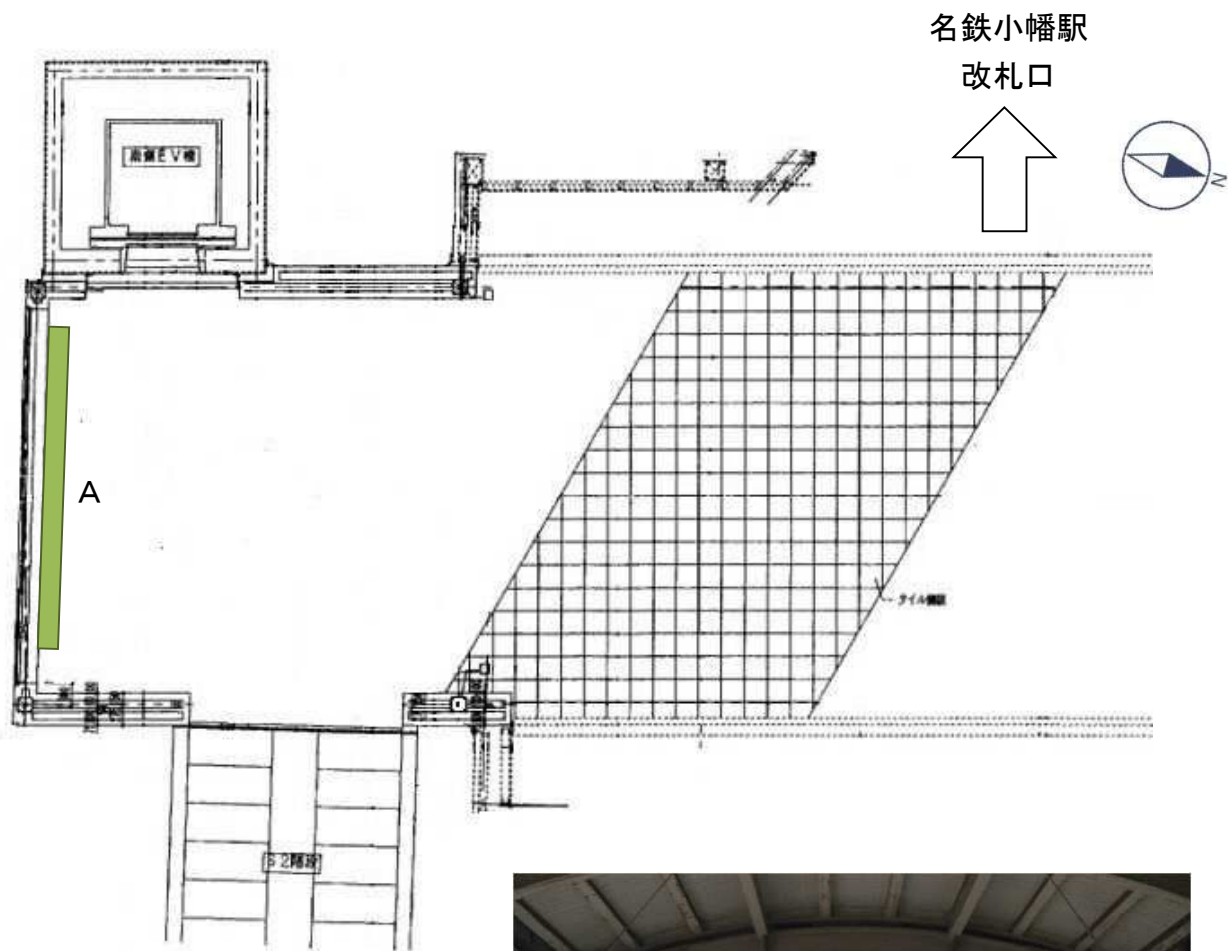
（参考）エスカレーター 断面図



広告掲出指定場所掲出イメージ図（大曽根駅前道路施設 エリアC）



広告掲出指定場所平面図・掲出イメージ図（小幡駅連絡橋 エリア A）

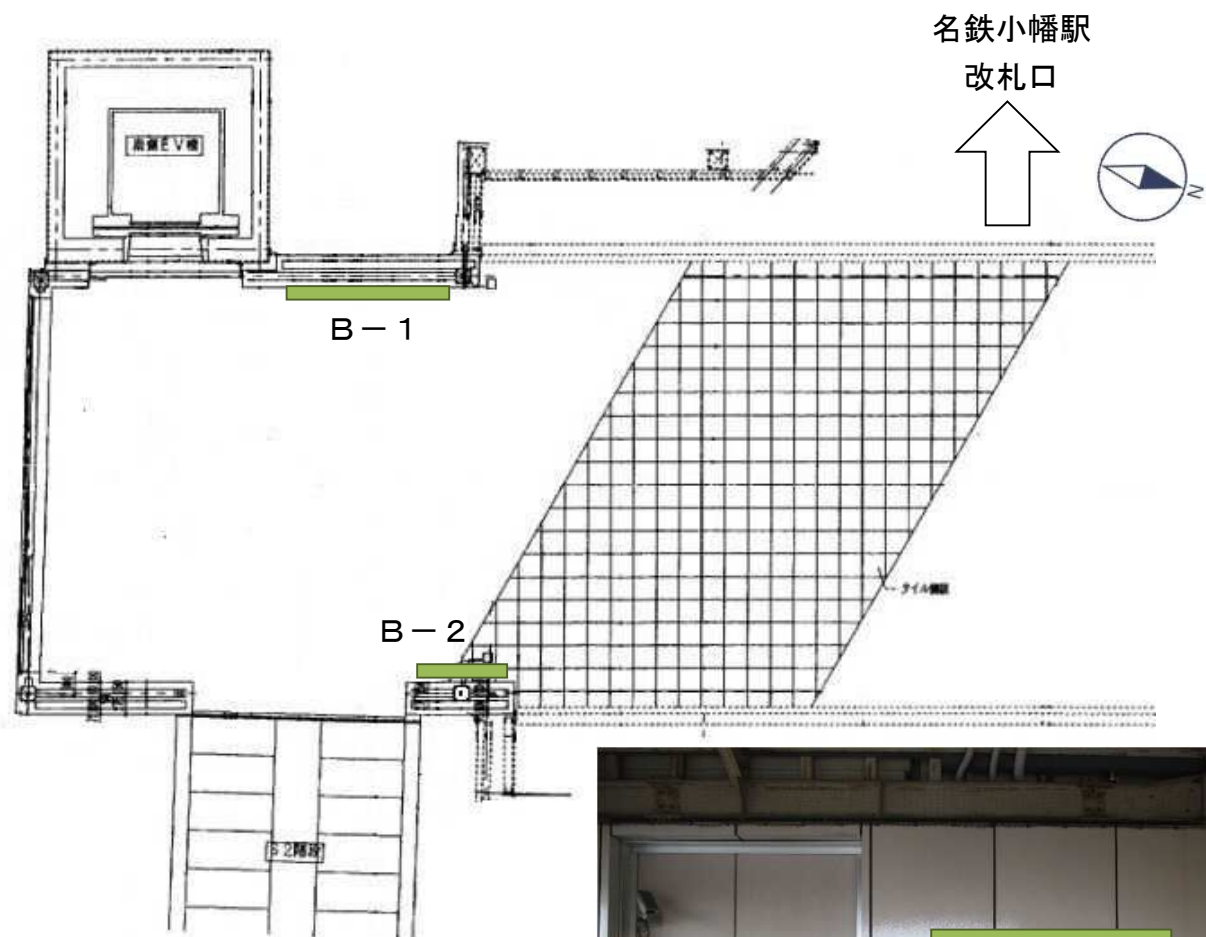


凡例

 …広告掲出指定箇所

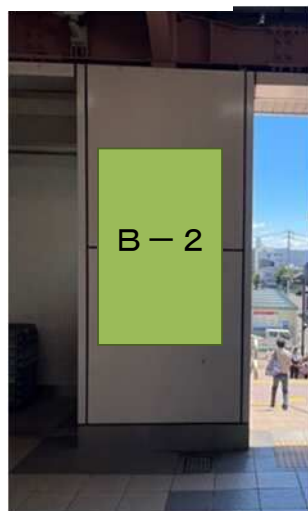
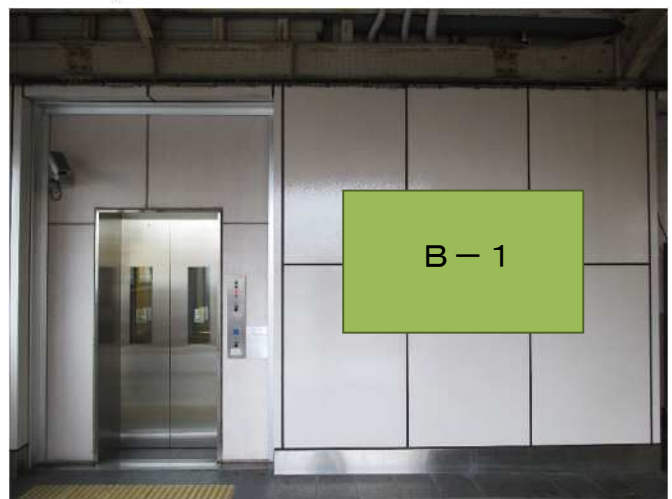


広告掲出指定場所平面図・掲出イメージ図（小幡駅連絡橋 エリアB）



凡例

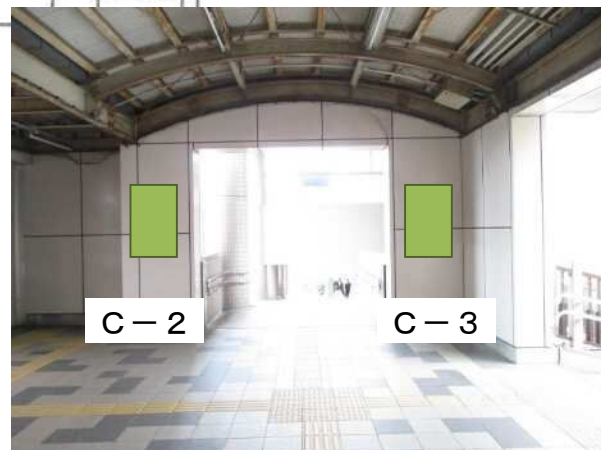
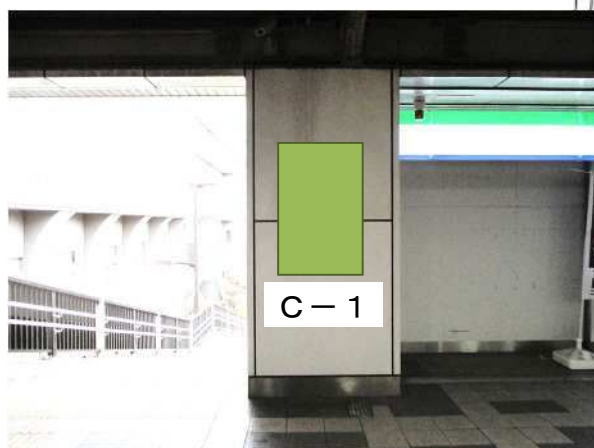
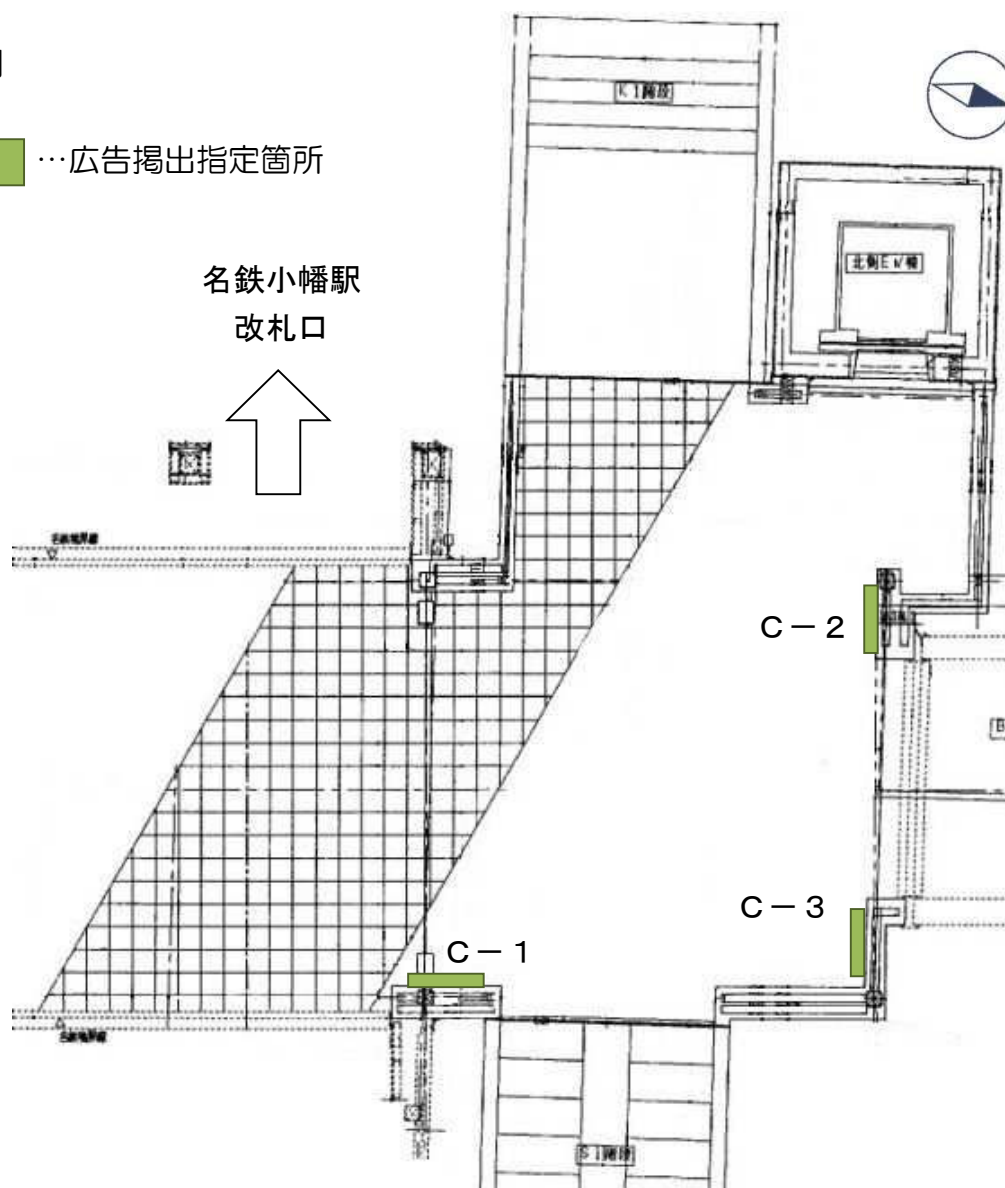
…広告掲出指定箇所



広告掲出指定場所平面図・掲出イメージ図（小幡駅連絡橋 エリアC）

凡例

■ …広告掲出指定箇所



令和 年 月 日

大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋広告掲載申請書

(宛先)

名古屋市緑政土木局長

(広告代理業者)

所在地	
名称及び 代表者氏名	

(担当者)

部署名	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

大曽根駅前道路施設（エリアA・エリアB－1・エリアB－2・エリアC）、小幡駅連絡橋（エリアA・エリアB・エリアC）に広告を掲載したいので、関係書類を添えて下記のとおり広告掲載を申込みます。

なお、広告掲載申込みにあたり、広告掲出に関する契約書を遵守します。

記

広告の概要

掲載希望事業者 所在地 商号又は名称 代表者職・氏名	
掲載希望事業者の業種	
掲載する広告のデザイン案	
希望掲載期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・掲載希望事業者の事業の概要がわかる書類
- ・資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
- ・掲出場所及び掲出サイズがわかる書類

※続紙可

(様式第 2 号)

誓 約 書

この度、大曽根駅前道路施設及び小幡駅連絡橋に当方の広告が掲載されるにあたり、下記の事項について誓約し、記名押印いたします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）という。
 - (2) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。
- 2 1 の（1）及び（2）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

令和 年 月 日

(広告掲載希望事業者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏 名^(ふりがな)

(宛先)

名古屋市緑政土木局長